

○埼玉県警察少年サポートセンター運営要綱

令和 5 年 3 月 28 日

少 第 1 4 9 号

埼玉県警察本部長

埼玉県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について（通達）

みだしのことについては、少年の非行を防止し、その健全な育成に資するとともに、少年の福祉を図るため、埼玉県警察少年サポート運営要綱（平成11年埼例規第9号・少）の全部を別添のとおり改正し、令和5年4月1日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察少年サポートセンター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 位置等

- 1 少年サポートセンターの位置は、さいたま市南区沼影1丁目10番1号とする。
- 2 少年サポートセンターの分室を、川越警察署内に置く。
- 3 少年相談については、適切な公共施設を使用して行うことができる。

第3 体制

少年サポートセンターに、少年相談専門員、親子カウンセリング専門員、少年補導専門要員（以下「少年相談専門員等」という。）その他職員を置く。

第4 署長の責務

警察署長（以下「署長」という。）は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）と緊密な連携を図り、少年サポートセンターの効果的な活用に配慮するものとする。

第5 少年相談の引継ぎ

- 1 署長は、受理した少年相談のうち、次に該当するものについては、少年課長に協議の上、引き継ぐことができる。
 - (1) 親子関係がこじれているなど、家庭での調整が難しく、時間を要するもの
 - (2) 被害少年について、精神的被害の回復のためにカウンセリングが必要と認められるもの
 - (3) その他警察署で取り扱うことが困難なもの
- 2 少年課長は、署長から少年相談の引継ぎを受けたときは、必要な措置をとるとともに、その措置状況を当該署長に報告するものとする。

第6 継続補導の引継ぎ

少年課長は、少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部長訓令第48号）第26条の規定により、署長から継続補導の引継ぎを受けたときは、必要な措置をとるとともに、その措置状況を当該署長に報告するものとする。

第7 派遣

署長は、少年相談専門員等の派遣を必要とする場合は、少年課長を経て警察本部長に要請することができる。

第8 親子カウンセリングの実施

少年課長は、必要に応じ、少年及びその保護者に対して、心理検査及び面接調査を行い、その実施結果を踏まえて少年の特性及び問題の要因を分析し、問題の解決に資する指導及び助言を行うことを目的とした親子カウンセリングを実施するものとする。

第9 少年相談の受理状況及びその処理経過の記録

少年課長は、埼玉県警察情報管理システムによる苦情・警察安全相談等情報管理業務実施要領（平成13年埼例規第83号・広報）に規定する苦情・警察安全相談等情報管理業務に少年相談の受理状況及びその処理経過を登録し、管理票（埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）別記様式第1号）を作成するとともに、関係所属長に対し報告するものとする。

実施日（令和5年3月28日少第149号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。